会長 | 担当理事 | 会計

日医発第1874号（健Ⅱ）
令和６年１月23日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜萢　敏

令和６年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について

今般、厚生労働省より各都道府県等情報政策担当部（局）・衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされました。

本事務連絡は新型コロナワクチンの接種記録のタブレット端末による登録等において使用されているVRSについて、同ワクチン接種を定期接種とする予定となっている令和６年度以降の取扱いを連絡するものです。概要は下記のとおりです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

○令和６年度以降、以下の機能は継続されること。
- 令和５年度以前の接種記録の登録及び修正
- 自治体窓口における海外での利用等を目的とした被接種者の申請に基づき交付される新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の紙による発行（※１）

※１　令和５年度以前の接種証明書を発行するものであり、令和６年度以降の発行はできない。現在、国内の行政上の手続において接種証明書を活用する場面はなく、海外においても渡航時に接種証明書が必要な国は極めて少ない状況にあるが、令和５年度以前の接種証明書を求められた場合は、自治体で対応される。

○令和６年度以降、以下の機能は廃止される（VRSに搭載しない）こと。
- 令和６年度以降の接種記録の登録
- マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会
- コンビニのキオスク端末における接種証明書の発行（※２）
- 接種証明書アプリのインストールや同アプリによる接種証明書の新規発行（※２）

※２　コンビニのキオスク端末及び接種証明書アプリでの接種証明書の発行のサービスは、令和６年３月31日をもって停止され、今後、同アプリやWeb上で利用者等にその旨周知される予定。なお、接種証明書アプリについて、現在の接種証明書が必要な場合、令和６年３月31日まではアプリ上の機能である「この証明書を画像として保存」等により保存することが可能。

○接種証明書の発行に伴う手数料は、特例臨時接種として令和５年度以前に実施した接種は全国一律で無料とされているが、令和６年度以降は、各自治体において、手数料徴収の可否が判断されること。

○令和６年度以降に実施した新型コロナワクチン接種の予防接種済証については、他の定期接種と同様に発行されること。

○令和５年度以前の接種記録の登録に用いるタブレットの運用は、令和６年４月30日をもって終了し、タブレットと読取台は順次回収することが予定されていること。

○令和６年度以降の接種券の送付の有無や送付する場合の様式は、各自治体においてこれまでの高齢者インフルエンザワクチン接種などのB類定期接種の対応を参考に判断されること。

○国において定期的に行われている新型コロナワクチン接種の統計に関する公表は、令和５年度末をもって終了されること。

鳥加八潮医師会 収受 6.1.25 第1097号

事　務　連　絡
令和６年１月 19 日

各都道府県　情報政策担当部（局）・衛生主管部（局）　御中
各市区町村　情報政策担当部（局）・衛生主管部（局）　御中

デジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和６年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について

新型コロナワクチンの接種につきましては、「令和６年度以降の新型コロナワクチンの接種について」（令和５年 11 月 22 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）でお知らせしたとおり、特例臨時接種としての取扱いを令和５年度末で終了することとし、令和６年度以降は新型コロナウイルス感染症を予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)のＢ類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施する予定です。

これに伴い、令和６年度以降のワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）の対応や接種記録の取扱い等について、下記のとおりとしますので、十分御了知いただくとともに、関係機関等に周知をお願いいたします。

記

（１）VRS の機能について

VRS の機能のうち、令和６年度に継続する機能及び廃止する（VRS に搭載しない）機能は、以下のとおりとする。

【継続する機能】

・令和５年度以前の接種に係る接種記録の登録及び修正
・自治体による VRS からの接種記録の出力及び閲覧
・自治体窓口における新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）の紙による発行（※１）

【廃止する（VRS に搭載しない）機能】

・令和６年度以降の接種に係る接種記録の登録
・マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会
・コンビニのキオスク端末における接種証明書の発行（※２）
・接種証明書アプリのインストールや同アプリによる接種証明書の新規発行（※２）

※１　令和５年度以前の接種に係る接種記録についての接種証明書を発行するものであり、令和６年度以降の接種に係る接種記録についての接種証明書は発行できな

い。

現在、国内の行政上の手続において接種証明書を活用する場面はなく、海外においても渡航時に接種証明書が必要な国は極めて少ない状況にあるが、令和５年度以前の接種証明書を求められた場合は、自治体側でVRSの接種証明書発行機能を用いるなどして対応されたい。

※２　コンビニのキオスク端末及び接種証明書アプリでの接種証明書の発行については、令和６年３月31日をもってサービスを停止することとしている。今後準備ができ次第、同アプリやWeb上で利用者等にその旨周知する予定である。詳細については別途追ってお示しする。

なお、接種証明書アプリについては、現在の接種証明書が必要な場合、令和６年３月31日まではアプリ上の機能である「この証明書を画像として保存」等により保存することで対応可能である。

（２）VRSに関連するその他の留意事項

①接種券について

新型コロナワクチンの令和６年度以降の定期接種において、接種券の送付の有無や送付する場合の様式については、これまでの各自治体における定期接種Ｂ類（高齢者インフルエンザワクチン接種など）の対応を参考に、各自治体において判断されたい。

②接種証明書の発行手数料等について

令和５年度以前に特例臨時接種として実施した新型コロナワクチン接種については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和５年厚生労働省令第32号）附則第４項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第２条の規定による改正前の予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）附則第18条の２に基づき、接種証明書を発行することとなる。

当該接種証明書の発行に伴う手数料については、令和５年度までは全国一律で無料としているが、令和６年度以降は、各自治体において、手数料徴収の可否を判断されたい。

また、令和６年度以降に定期接種として実施した新型コロナワクチン接種については、これまでの定期接種と同様に、予防接種法施行規則第４条第１項に基づき、予防接種済証を発行されたい。

③VRSにおける接種記録の取扱いについて

令和５年度以前の接種記録については、当分の間、引き続きVRSにおいて保存・管理するため、VRSを予防接種法上の予防接種台帳として取り扱っている自治体においては、引き続き同様の取扱いが可能である。

なお、現在、厚生労働省において予防接種事務のデジタル化を検討しているところであ

り、その一環として、VRS に保存・管理されている接種記録については、新たに構築予定のシステムに移管することを検討している。このため、VRS を予防接種台帳として取り扱っていない自治体においても、VRS に保存・管理されている令和５年度以前の接種記録について、その正確性の確保に引き続き取り組まれたい。

④タブレット等の取扱いについて

令和５年度以前の接種記録の登録に用いるタブレットについては、令和６年４月 30 日をもってその運用を終了する。

タブレットと読取台は令和６年度以降順次回収することを予定しており、詳細は別途追ってお示しする。

⑤統計公表について

国において定期的に行っている新型コロナワクチン接種の統計に関する公表は、令和５年度末をもって終了とする。

ただし、各自治体の統計に関しては、令和６年度中は VRS の自治体別メニューで令和５年度以前のデータを排出できるので、必要に応じて活用されたい。

以上

連絡先
デジタル庁
国民向けサービスグループ(VRS 担当)
「デジタル庁 VRS 担当の体制縮小に伴う問合せの受付方法の変更について(その2)」(令和5年7月6日付けデジタル庁 国民向けサービスグループ(VRS 担当)事務連絡)に基づくお問い合わせをお願いいたします。

厚生労働省
健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
「厚生労働省健康局予防接種担当参事官室「自治体サポートチーム」の運用変更について(周知)」(令和5年3月 29 日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)に基づくお問い合わせをお願いいたします。

日医発第1874号（健Ⅱ）
令和６年１月23日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜萢　敏

令和６年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について

今般、厚生労働省より各都道府県等情報政策担当部（局）・衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされました。

本事務連絡は新型コロナワクチンの接種記録のタブレット端末による登録等において使用されているVRSについて、同ワクチン接種を定期接種とする予定となっている令和６年度以降の取扱いを連絡するものです。概要は下記のとおりです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

○令和６年度以降、以下の機能は継続されること。
- 令和５年度以前の接種記録の登録及び修正
- 自治体窓口における海外での利用等を目的とした被接種者の申請に基づき交付される新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の紙による発行（※１）

※１　令和５年度以前の接種証明書を発行するものであり、令和６年度以降の発行はできない。現在、国内の行政上の手続において接種証明書を活用する場面はなく、海外においても渡航時に接種証明書が必要な国は極めて少ない状況にあるが、令和５年度以前の接種証明書を求められた場合は、自治体で対応される。

○令和６年度以降、以下の機能は廃止される（VRSに搭載しない）こと。
- 令和６年度以降の接種記録の登録
- マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会
- コンビニのキオスク端末における接種証明書の発行（※２）
- 接種証明書アプリのインストールや同アプリによる接種証明書の新規発行（※２）

※２　コンビニのキオスク端末及び接種証明書アプリでの接種証明書の発行のサービスは、令和６年３月31日をもって停止され、今後、同アプリやWeb上で利用者等にその旨周知される予定。なお、接種証明書アプリについて、現在の接種証明書が必要な場合、令和６年３月31日まではアプリ上の機能である「この証明書を画像として保存」等により保存することが可能。

○接種証明書の発行に伴う手数料は、特例臨時接種として令和５年度以前に実施した接種は全国一律で無料とされているが、令和６年度以降は、各自治体において、手数料徴収の可否が判断されること。

○令和６年度以降に実施した新型コロナワクチン接種の予防接種済証については、他の定期接種と同様に発行されること。

○令和５年度以前の接種記録の登録に用いるタブレットの運用は、令和６年４月30日をもって終了し、タブレットと読取台は順次回収することが予定されていること。

○令和６年度以降の接種券の送付の有無や送付する場合の様式は、各自治体においてこれまでの高齢者インフルエンザワクチン接種などのB類定期接種の対応を参考に判断されること。

○国において定期的に行われている新型コロナワクチン接種の統計に関する公表は、令和５年度末をもって終了されること。

事　務　連　絡
令和６年１月 19 日

各都道府県　情報政策担当部（局）・衛生主管部（局）　御中
各市区町村　情報政策担当部（局）・衛生主管部（局）　御中

デジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和６年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について

新型コロナワクチンの接種につきましては、「令和６年度以降の新型コロナワクチンの接種について」（令和５年 11 月 22 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）でお知らせしたとおり、特例臨時接種としての取扱いを令和５年度末で終了することとし、令和６年度以降は新型コロナウイルス感染症を予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）のＢ類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施する予定です。

これに伴い、令和６年度以降のワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）の対応や接種記録の取扱い等について、下記のとおりとしますので、十分御了知いただくとともに、関係機関等に周知をお願いいたします。

記

（１）VRS の機能について

VRS の機能のうち、令和６年度に継続する機能及び廃止する（VRS に搭載しない）機能は、以下のとおりとする。

【継続する機能】

・令和５年度以前の接種に係る接種記録の登録及び修正
・自治体による VRS からの接種記録の出力及び閲覧
・自治体窓口における新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）の紙による発行（※１）

【廃止する（VRS に搭載しない）機能】

・令和６年度以降の接種に係る接種記録の登録
・マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会
・コンビニのキオスク端末における接種証明書の発行（※２）
・接種証明書アプリのインストールや同アプリによる接種証明書の新規発行（※２）

※１　令和５年度以前の接種に係る接種記録についての接種証明書を発行するものであり、令和６年度以降の接種に係る接種記録についての接種証明書は発行できな

い。

現在、国内の行政上の手続において接種証明書を活用する場面はなく、海外においても渡航時に接種証明書が必要な国は極めて少ない状況にあるが、令和５年度以前の接種証明書を求められた場合は、自治体側でVRSの接種証明書発行機能を用いるなどして対応されたい。

※２　コンビニのキオスク端末及び接種証明書アプリでの接種証明書の発行については、令和６年３月31日をもってサービスを停止することとしている。今後準備ができ次第、同アプリやWeb上で利用者等にその旨周知する予定である。詳細については別途追ってお示しする。

なお、接種証明書アプリについては、現在の接種証明書が必要な場合、令和６年３月31日まではアプリ上の機能である「この証明書を画像として保存」等により保存することで対応可能である。

（２）VRSに関連するその他の留意事項

①接種券について

新型コロナワクチンの令和６年度以降の定期接種において、接種券の送付の有無や送付する場合の様式については、これまでの各自治体における定期接種Ｂ類（高齢者インフルエンザワクチン接種など）の対応を参考に、各自治体において判断されたい。

②接種証明書の発行手数料等について

令和５年度以前に特例臨時接種として実施した新型コロナワクチン接種については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和５年厚生労働省令第32号）附則第４項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第２条の規定による改正前の予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）附則第18条の２に基づき、接種証明書を発行することとなる。

当該接種証明書の発行に伴う手数料については、令和５年度までは全国一律で無料としているが、令和６年度以降は、各自治体において、手数料徴収の可否を判断されたい。

また、令和６年度以降に定期接種として実施した新型コロナワクチン接種については、これまでの定期接種と同様に、予防接種法施行規則第４条第１項に基づき、予防接種済証を発行されたい。

③VRSにおける接種記録の取扱いについて

令和５年度以前の接種記録については、当分の間、引き続きVRSにおいて保存・管理するため、VRSを予防接種法上の予防接種台帳として取り扱っている自治体においては、引き続き同様の取扱いが可能である。

なお、現在、厚生労働省において予防接種事務のデジタル化を検討しているところであ

り、その一環として、VRS に保存・管理されている接種記録については、新たに構築予定のシステムに移管することを検討している。このため、VRS を予防接種台帳として取り扱っていない自治体においても、VRS に保存・管理されている令和５年度以前の接種記録について、その正確性の確保に引き続き取り組まれたい。

④タブレット等の取扱いについて

令和５年度以前の接種記録の登録に用いるタブレットについては、令和６年４月 30 日をもってその運用を終了する。

タブレットと読取台は令和６年度以降順次回収することを予定しており、詳細は別途追ってお示しする。

⑤統計公表について

国において定期的に行っている新型コロナワクチン接種の統計に関する公表は、令和５年度末をもって終了とする。

ただし、各自治体の統計に関しては、令和６年度中は VRS の自治体別メニューで令和５年度以前のデータを排出できるので、必要に応じて活用されたい。

以上

連絡先
デジタル庁
国民向けサービスグループ(VRS 担当)
「デジタル庁 VRS 担当の体制縮小に伴う問合せの受付方法の変更について(その2)」(令和5年7月6日付けデジタル庁 国民向けサービスグループ(VRS 担当)事務連絡)に基づくお問い合わせをお願いいたします。

厚生労働省
健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
「厚生労働省健康局予防接種担当参事官室「自治体サポートチーム」の運用変更について(周知)」(令和5年3月 29 日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)に基づくお問い合わせをお願いいたします。